

# 危険ブロック塀等除却事業のご案内

## 《 危険ブロック塀等除却事業 》

道路に面したブロック塀等で、倒壊等の危険性のあるブロック塀の除却を希望する世帯に対して費用の一部助成を行うものです。

### 補助対象ブロック塀

以下の全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造等組積造の塀及び門柱です。

- ・ 道路(市道・通学路等)沿いに設置され、道路からの高さが1m(擁壁上の場合は0.6m)以上のもの。
- ・ 県または市が行うブロック塀等の現場調査において、D、Eランクの危険判定を受けたものが対象となります。

### 補助金額

道路側からのブロック塀の見付面積(※1、2)1㎡当たり4,000円を乗じた金額、又は150,000円のいずれか低い額。

※1 鉄製フェンスとの混用塀の場合、鉄製フェンス部分の見付面積は1/2を乗じて算出。

※2 門柱については表面積に1/2を乗じて算出。

### 受付期間

令和元年5月13日(月)～令和元年12月13日(金) ※予算がなくなり次第終了

## 《 塀等設置事業 》

**※除却事業を実施した世帯が対象です。**

### 補助対象

生け垣・・・高さ1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などで適切に固定したものの。

フェンス、板塀・・・高さ60cm以上のものとし、基礎などを設置し適切に固定したものの。

※基礎(+ブロック)の高さは50cm以下にしてください。

### 補助金額

設置延長に、設置するフェンス等のメートル単価の1/3(上限4,000円)を乗じた金額、又は100,000円のいずれか低い額とします。

### 受付期間

令和元年5月13日(月)～令和元年12月13日(金) ※予算がなくなり次第終了

申込み・問い合わせ : 東松島市 建築住宅課 建築班 (鳴瀬庁舎2階)

TEL 0225-82-1111(内線2203または2205)